

## 福岡市と株式会社ぐるなびとの 地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ぐるなび（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、甲及び乙双方が互いの資源や魅力を活かした事業に共働して取り組むことにより、福岡市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する。

（共働事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って積極的に共働事業を行うことに努める。

2 共働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）観光振興に関すること
- （2）ユニバーサル都市・福岡の推進に関すること
- （3）食文化振興に関すること
- （4）（1）～（3）のほか、地域活性化及び市民サービスの向上に関すること

3 前項に定める共働事業の具体的な取組事項及び実施方法等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに甲乙協議の上書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
株式会社ぐるなび

代表取締役会長 滝 久雄